



平成17年11月18日

精華町長 木村 要 様

精華町国民健康保険病院

指定管理者選考委員会

委員長 池田 文武



精華町国民健康保険病院指定管理者候補者の選考について（具申）

今回、精華町国民健康保険病院指定管理者の候補者を選考するにあたり、本選考委員会は、その過程の透明性を確保し、あわせて公正・公平に評価することを重視した。

そのため、指標を設定の上、評価表を作成し、2医療法人等の事業計画書等を一律の基準に照らし、評価した。

これらの結果をもとに、委員の合議に基づき、下記のとおり精華町国民健康保険病院指定管理者の候補者を選考したので、別添選考結果報告書のとおり具申する。

記

1. 指定管理者の候補者に医療法人医仁会（武田病院グループ）を選考した。

精華町国民健康保険病院指定管理者
選考結果報告書

平成17年11月18日

精華町国民健康保険病院指定管理者選考委員会

精華町国民健康保険病院（以下「精華病院」という。）の指定管理者の候補者について、選考を行った結果を次のとおり報告します。

1 選考結果について

精華町国民健康保険病院指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、精華町が精華病院の指定管理者を選定するため、平成17年10月5日付で告示、公募し、精華町国民健康保険病院の指定管理者の募集に関する要領（以下「募集要領」という。）に基づき、申請を行った2医療法人等の提案及び事業計画書等を慎重に審議検討した結果、「医療法人医仁会」がふさわしいとの評価で全会一致し、選考した。

2 選考の方法について

精華病院の指定管理者の指定は、精華町が進めている「行財政改革」の重要な柱の一つである。また、精華病院における慢性的な赤字経営と医師の確保が困難なため、公設民営化によって、町民に対する医療を効率的な病院経営のもとに確保し、町民が安心できる医療を実現していこうとする取り組みである。

候補者の選考にあたっては、精華町が募集要領に記載した提出書類を精査し、「指定管理者が実現すべき医療の種類、内容、水準その他の指定のための条件」を充足していることを確認し、精華町が求めた条件等を46項目に分けて評価を行い、総合点を算出した。

更に、精華病院として確保すべき医療や地域医療の質の向上に向けた取り組みに関する提案に重点をおき、募集要領に規定する下記の4つの選定要件について評価し、経営・運営を任せられるのか否かという視点から慎重に検討を行い、総合的に評価した。

- (1) 精華病院の管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (2) 事業計画の内容が、町の医療・保健・福祉を結ぶ中核的な機関として、良質な医療の提供が図られるものであること。
- (3) その事業計画の内容が、精華病院の利用を促進し、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 安定した財政基盤を有し、医療に関する知識及び経験を有する必要な数の職員を確保する見込みがあるものであること。

なお、今回、ヒヤリングは、必要性が認められなかったため、実施しなかった。

3 講評

指定管理者の指定を行うにあたって、精華町が作成した指定条件は、町立病院として確保すべき医療や地域医療全体の質の向上に向けた取り組みなど、より質の高い医療の提供と効率的な経営について、厳しく指定管理者に求めるものとなっている。

応募された2医療法人等は、この趣旨をよく理解し、その提案は、地域に対して良質な医療を提供していこうという意欲にあふれたものであった。

今回、2つの法人等から提出された提案は、両者とも、精華町が示した指定条件をほぼ満たしたものであった。

その上で、事業計画書、収支計画書、開設する病院に関する資料等について、委員それぞれの視点にたって慎重に審議した。

その結果、「医療法人医仁会」は、実現しようとしている医療機能や、そのための体制等について、総合的により優れたものであった。

特に、その後の経営・運営について、医師等人員を確保する体制や既設病院のノウハウの活用が期待できること、経営・運営の安定を図るための提案を指定管理者の責任で行っていくことなど「医療法人医仁会」の事業計画は、堅実な運営を確保できるものと評価できた。

なお、両者とも、施設及び設備が老朽化しているため、精華町への負担を求めており、今後、精華町として、財政的に非常に厳しい状況にあるものの、医療の質の向上と中長期的な医療確保のためには、一定の財政的支援は避けて通ることはできないものであることを付け加えておく。

4 選考委員会としての意見

精華病院の施設・設備は、老朽化しており、町民に安心できる医療を提供するため、町の責任において、医療環境の向上や耐震構造を確保した施設改修及び効果の高い医療機器等の設備改修をすることが前提となることは、明らかである。その中で、精華病院の今ある機能を活かし、民間の提案や活力を導入しながら、良質な医療を町民に提供していくことは、極めて重要である。

また、安全管理や患者本位の視点に基づく医療の提供、地域医療機関（診療所、開業医院等）との病診等の連携と貢献、保健予防のための町民や患者へのサービスを将来にわたっても提供できる体制を確保していくためには、指定管理者による堅実かつ効率的な病院経営が必要である。

したがって、指定管理者となる法人は、指定条件を踏まえた上で、提案にある病院運営を確実に実施していくことが不可欠であり、法人としての責任のもとに体制整備をはじめとして、優秀な医師スタッフの確保、資金計画などに十分な対応を図っていただきたい。

今後、精華町としては、指定管理者の指定条件の確実な履行や、効率的かつ健全な経営について、継続して点検・評価を行い、町立病院の役割や医療の質が損なわれたり、患者サービスの低下を招くことがないように努めていく必要がある。

精華町が進めている精華病院の公設民営化は、町立病院としての役割を十分に確保しつつ、指定管理者に対して自立的かつ効率的な病院運営を求めていく点で、新たな町立病院の経営形態を実現しようとしているものである。

今後は、精華町及び指定管理者が誠意を持って連携を構築し、精華病院の運営によって、町民に安心できる良質な医療の提供が図られることを選考委員会として期待している。

精華町国民健康保険病院指定管理者選考委員会検討経過

- 第1回 平成17年11月10日(木)
- ・委員長、副委員長の選出
 - ・経過報告について
 - ・事業計画書等の検討について
 - ・選考に係る評価方法について

- 第2回 平成17年11月16日(水)
- ・評点の実施
 - ・候補者の選考

精華町国民健康保険病院指定管理者選考委員会委員名簿

H17. 11. 10 現在・種別及び 50 音順

No.	氏名	種別	所属	役職	備考
1	大喜多智恵子	1号	精華町国民健康保険運営協議会	委員	
2	奥 義和	1号	精華町町政協力員協議会	会長	
3	水野 紀代美	1号	精華町国民健康保険運営協議会	委員	副委員長
4	池田 文武	2号	相楽医師会精華班	相楽医師会副会長	委員長
5	桑原 洋史	2号	精華町国民健康保険病院	病院長	
6	藤木 新治	2号	相楽医師会精華班	相楽医師会副会長	
7	松川 俊一	2号	相楽医師会精華班	班長	
8	青木 透	3号	精華町	総務部長	
9	松尾 清敏	3号	精華町	助役	

1号：各種団体等を代表する者 3人

2号：学識経験を有する者 4人

3号：町の職員 2人

(参考)

指定管理者候補者選考項目

選定要件の項目		
大項目	小項目	
	主項目	評価項目
I. 精華病院の管理を安定して行う能力を有するものであること		
	1. 病院運営上の理念、運営方針について	(1) 患者本位の視点
		(2) 地域医療への貢献の視点
		(3) 運営の視点
	2. 過去の経営実績について	(4) 経営実績
	3. 資金等の協力体制・調達力について	(5) 安定した資金の有無
	4. 今後5年間の収支計画について	(6) 計画の安定性
II. 内容が、町の医療・保健・福祉を結ぶ中核的な機関として、良質な医療の提供が図れるものであること		
	1. 診療科目について	(7) 現行の診療科目を踏襲しているか
		(8) 新たな診療科目はニーズを検討したものになっているか
	2. 基本的医療機能について	(9) 地域医療機関との連携の視点
		(10) 地域ニーズを検討した上での新たな医療の展開の視点
	3. 外来診療（外来診療日、時間、体制の具体的考え方）について	(11) 患者の利便性配慮の視点
		(12) 実施体制確保の視点

4. 入院診療（夜勤体制、交代勤務体制の具体的考え方）について	(13) 安全管理体制の視点
	(14) 感染管理体制の視点
	(15) 療養環境向上の視点
5. 看護（理念と目標、体制、継続教育の体系、看護基準の具体的考え方）について	(16) 患者本位の視点
	(17) 医療環境を踏まえた今日的目標設定の視点
6. 救急医療（24時間365日の2次救急医療体制）について	(18) 1次救急確保の視点
	(19) 2次救急以上の救急確保の視点
7. 政策的医療について	(20) 町から要請があった場合の取り組む姿勢の視点
8. 事故予防、安全管理及び院内感染防止対策について	(21) 事故防止、安全管理体制の視点
	(22) 院内感染防止対策の視点
9. 患者本位の医療の提供及び療養環境の向上について	(23) 患者本位の視点
	(24) サービスを改善し向上させる視点
10. 地域医療の質の向上のための取り組みについて	(25) 医師会等関係機関との連携の視点
	(26) 保健予防行政との協力・連携の視点
11. 医療データベースの構築と情報提供について	(27) システム導入と費用対効果の視点
	(28) 医療の質の向上の視点
12. 町民参加の推進について	(29) 町民参加促進の視点

Ⅲ. 安定した財政基盤を有し、医療に関する知識及び経験を有する必要な数の職員を確保する見込みがあるもの

1. 町を退職して再就職を希望する職員の受け入れに対する考え方と具体的な条件について	(30) 職員受け入れ条件の視点
2. 医師の確保に係る具体的な方策について	(31) 具体的な方策の内容
	(32) 医師確保の客観性の内容

Ⅳ. 精華病院の利用を促進し、管理に係る経費の縮減が図られるものであること

1. 地元医師会との連携、協力など病診連携に係る具体的な方策について	(33) 方策は実現可能な具体性があるか？
2. 公衆衛生等の町からの受託事業への対応の考え方について	(34) 町との連携・協力の考え方が示されているか？
3. 精華町訪問看護ステーションなど在宅医療との連携の考え方について	(35) 病院の役割の考え方が示されているか？
4. 町内介護老人福祉施設等との連携の考え方について	(36) 町との連携・協力の考え方が示されているか？
5. 町が政策的な医療の実施を要請した場合の考え方について	(37) 町との連携・協力の考え方が示されているか？
6. 災害時及び町民の健康危機への対応の考え方について	(38) 危機管理における病院の考え方が示めされているか？
7. 個人情報等の取扱い、守秘義務、書類の管理・保存、情報公開の考え方について	(39) 個人情報等を取り扱う病院の考え方が示され、具体的な実践が見込まれるか？
8. 環境への配慮に関する対応の考え方について	(40) 環境問題に関わる病院の考え方が示され、具体的な実践が見込まれるか？
9. 施設及び設備の維持管理並びに効率的な施設運用の考え方について	(41) 考え方や具体的な方策が示されているか？
10. 併設の保健センターを病院施設として利用する場合の考え方について	(42) 考え方が示され、有効な利用と見込まれるか？
11. 施設の中長期的な改修の考え方について	(43) 現在地での病院継続が担保される可能性はあるか？

		(44) 具体的な考え方が示されているか？
	12. 開院準備に係る対応と考え方について	(45) 円滑な運営移管に向けた病院の考え方が示されているか？
		(46) 財政的な負担は少なくてすむか？
4 項目	30項目	46項目